

登録しませんか？

「本人通知制度」

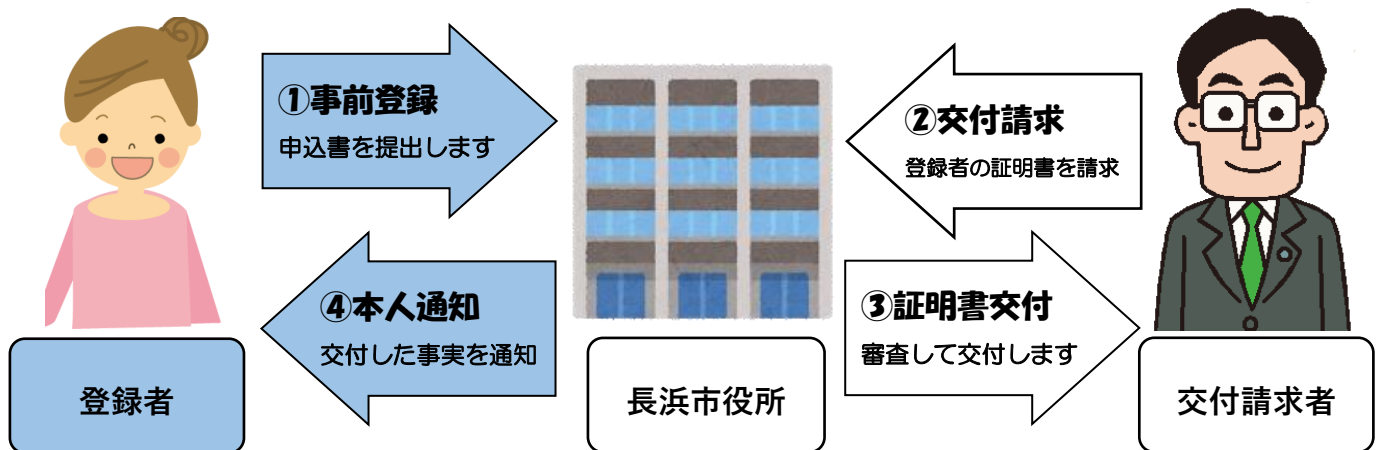
～第三者への交付をお知らせします～

1 「本人通知制度」とは？

住民票の写しや戸籍謄本等を本人以外の第三者に交付した場合に、交付した事実をお知らせ（通知）する制度です。

長浜市では、住民票などの不正請求の抑止や不正取得の防止を図ることなどを目的としていますが、証明書の交付を制限するものではありません。

※この制度の利用を希望される人は、事前に登録が必要です。



2 登録の手続きは？

(1) 登録できる人

長浜市に住民登録や本籍のある人（過去にあった人も含みます）

(2) 登録受付場所

長浜市役所 市民課、くらし窓口課（北部合同庁舎）および各市民サービス窓口

(3) 登録に必要なもの

- ・ 事前登録申込書（受付窓口にあります。
市ホームページからもダウンロードできます。）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。



こちらからオンラインで登録申請できます→



3 通知される内容

市役所が代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄本などを交付すると、登録した人に通知が届きます。

(1) 本人に通知される内容

- ①交付年月日
- ②交付した証明書の種類、部数
- ③請求者の種別：「代理人」または「第三者」
(請求者の氏名や住所等の個人情報は通知しません。)



(2) 本人通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書
(本籍または国籍が記載されたものに限りま)
- ・戸籍の附票の写し
- ・戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書

※それぞれ除票または除籍等を含みます。

※次の請求は通知対象となりません。

- ・国または地方公共団体の機関からの公用請求により交付した場合
- ・裁判や紛争に関わるもので、六業士（弁護士等）が請求した場合

(3) その他

代理人や第三者に証明書を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき開示請求することもできます。
ただし、開示される情報は制限されることがあります。

くわしくは、次のホームページをご覧ください。

長浜市ホームページ <https://www.city.nagahama.lg.jp>

お問い合わせ：長浜市役所市民課 Tel0749-65-6511



▲市ホームページ
(本人通知制度)